

自動販売機設置に関する賃貸借契約書

貸付人 地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立北病院 院長 宮田量治（以下「甲」という。）
と借受人 _____（以下「乙」という。）とは、次の条項により自動販売機設置に関する賃貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲、乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が病院財産であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

施設名	所在地	貸付場所	貸付面積	設置台数
地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立北病院	韮崎市旭町上條南割 3314-13			

（用途の指定）

第3条 乙は、貸付物件を、「自動販売機の設置場所」の用途（以下「指定用途」という。）に自ら使用しなければならない。

2 乙は、貸付物件を指定用途に供するに当たっては、別紙仕様書の内容を遵守しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（契約更新等）

第5条 本契約は、前条に定める貸付期間の満了時において、本契約の更新（使用の継続によるものを含む。）又は貸付期間の延長は行なわないものとする。

（貸付料）

第6条 貸付料は、毎月の消費税及び地方消費税を含んだ売上金額に _____ %を乗じて得た金額とする。ただし、算出した金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数は100円単位に切り上げるものとする。なお、納入した賃料は、いかなる理由があっても還付しない。

（貸付料の支払）

第7条 乙は、貸付料の支払いについて、当月分の賃料は、翌月末日（金融機関の休業日に当たる場合は、その前の直近の営業日）までに、甲の指定した銀行口座に振り込まなければならない。

（必要経費の支払）

第8条 自動販売機の設置・運営に必要となる電気料等の必要経費については、乙が負担するものとする。

2 電気料等の必要経費を算定するため、乙は、乙の負担で専用の子メーターを設置するものとする。

3 電気料等の必要経費は、原則として毎月徴収するものとし、甲は乙あてに毎月納入通知書を送付し、乙はそれを支払うものとする。

4 電気料等の必要経費の額は、貸付場所を包含する施設全体の電気料等の支払金額に、貸付場所を包含する施設全体の電気料等の総使用量に対する子メーターの使用量の割合を乗じた額とする。

(延滞金)

第9条 乙は、第7条及び第8条に基づき、甲が定める納入期限までに貸付料及び必要経費(以下「貸付料等」という。)を納入しなかった場合には、乙は、甲に対して延滞金を支払うものとする。

2 前項の延滞金の額は、納入期日到来の日の翌日から納入する日までの日数に応じ、貸付料等に対し遅滞日数に応じ契約金額に対して民法(明治29年法律第89号)第404条の法定利率を乗じて得た金額とする。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは遅延利息を支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(充当の順序)

第10条 乙が貸付料等及び延滞金を納入すべき場合において、乙が納入した金額が貸付料等及び延滞金の合計額に満たないときは、延滞金から充当する。

(契約保証金)

第11条 契約保証金は、免除する。

(瑕疵担保)

第12条 乙は、この契約締結後、貸付物件に数量の不足又は隠れた瑕疵のあることを発見しても、甲に対し、貸付料の減免及び損害賠償等の請求をすることができない。

(維持保全義務)

第13条 乙は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

2 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を報告しなければならない。

(費用負担)

第14条 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。

(一括委託の禁止)

第15条 乙は、本契約に基づく自動販売機設置事業の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託してはならない。

(第三者への損害の賠償義務)

第16条 乙は、貸付物件を指定用途に供したことにより第三者に損害を与えたときは、甲の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。

2 甲が、乙に代わって前項の賠償の責を果たした場合には、甲は、乙に対し求償することができるものとする。

(商品等の盗難又は毀損)

第17条 甲は、設置された自動販売機、回収ボックス、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金又は釣銭の盗難又は毀損について、甲の責に帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(禁止義務)

第18条 乙は、次の各号に掲げる事項を行ってはならない。

(1) 貸付物件を第三者に転貸し、又はこの契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくはその権利等を担保にすること。

(2) 甲の承諾なく貸付物件の形質を変改すること。

(3) 甲の承諾なく貸付物件に構築物を設置すること。

(実地調査等)

第19条 甲は、貸付物件について随時使用状況及び販売状況を実地に調査し、乙に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 甲は、乙が提出した報告に疑義のあるときは、自ら調査し、乙に対し詳細な報告を求め又は是正のために必要な措置を講ずることができるものとする。

3 乙は、正当な理由がなく報告の提出を怠たり、実地調査を拒み、妨げてはならない。

(違約金)

第20条 乙は、第4条に定める期間中に、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

(1) 第19条及び仕様書に定める義務に違反した場合

金〈契約月から前月までの貸付料の月平均額に12を乗じた額の3分1に相当する額〉円

(2) 第3条、第15条及び第18条に定める義務に違反した場合

金〈契約月から前月までの貸付料の月平均額に12を乗じた額〉円

(3) 第21条第1項、同条第3項及び第4項に該当する場合

金〈契約月から前月までの貸付料の月平均額に12を乗じた額の100分の10〉円

2 前項に定める違約金は、違約罰であって、第23条に定める損害賠償の予定又はその一部とはしない。

(契約の解除)

第21条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。

2 甲において、公用、公共用又は公益事業の用に供するため貸付物件を必要とするときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第5項において準用する同法第238条の5第4項の規定に基づき、本契約を解除することができる。

3 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合には、乙に対し催告その他の何らの手続きを要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 貸付料等その他の債務の支払いを納期限から2か月以上怠ったとき。

(2) 甲に提出した申込書、提出書類等の内容について虚偽の事実が認められたとき。

(3) 手形・小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。

(4) 差押・仮差押・仮処分・競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。

(5) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。

(6) 甲の書面による承諾なく、乙が1か月以上貸付物件を使用しないとき。

(7) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。

(8) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めるとき。

(9) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。

(10) 貸付物件及び貸付物件が所在する行政財産としての用途又は目的を乙が妨げると認めたとき。

(11) 前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。

4 甲は、乙又は乙の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

(4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

(5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者

(原状回復)

第22条 乙は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき、又は前条の規定により契約が解除されたときは、甲の指定する日までに貸付物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第23条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費の請求権の放棄)

第24条 乙は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき、又は第21条の規定により契約が解除されたときにおいて、貸付物件に投じた有益費、修繕費その他の費用があってもこれを甲に請求することができない。

(契約の費用)

第25条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(連帯保証人)

第26条 連帯保証人は、乙と連携して、この契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

(疑義等の決定)

第27条 この契約に関して疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

第28条 この契約に関する訴の管轄は、山梨県庁所在地を管轄区域とする甲府地方裁判所とする。この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上各自その1通を保管する。

令和6年4月1日

甲	韮崎市旭町上條南割3314-13 地方独立行政法人山梨県立病院機構 山梨県立北病院 院長 宮田 量治	印
乙	住所又は所在地 氏名又は名称 及び代表者名	実印
連帯保証人	住所又は所在地 氏名又は名称 及び代表者名	実印

※契約書の末尾に、別紙として、仕様書及び位置図を添付する。